

平成28年11月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成28年11月21日(月) 午前10時00分～午前11時35分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 橋 爪 利 明

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

こども部長 大西 和也 総務課長 藤本 淳司

学校管理課長 林 慶 学校教育課長 廣部 孝徳

保健給食課長 西尾 浩樹 教育センター長 吉川 弘美

こども政策課長 西口 寿治 保育・幼稚園課長 大西 真裕

こども政策課参事 米田 幸司

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第54号 平成28年度教育費補正予算案についての意見

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第54号「平成28年度教育費補正予算案についての意見」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、事業実施にあたり予算の不足が生じることから、また新年度の事業実施にあたり、予算の確保が必要となることから補正をしようとするものでございます。

項目1、一般事務費としまして、教育総務費、事務局費、負担金、補助及び交付金につきましては、青色防犯パトロール活動団体に対する補助金で、この10月より三郷小学校区におきまして、地域の方が児童の下校時等に青色防犯パトロール車を使つてのパトロー

ルを開始されましたことから、当該団体に対する補助を行うため、17万4,000円の補正でございます。

項目2、教育研究事業としまして、教育総務費、教育研究費、報奨金は守口市立学校におきまして、授業や部活動の支援で社会人等指導者を活用しております社会人等指導者人材バンク事業で、当初予定しておりました人材バンクの活用時間が増となることから、当初予算の不足が生じるため、200万円の補正でございます。

項目3、学校保健事業としまして、教育費、小学校費及び中学校費、学校管理費、委託料、委託料は児童生徒の定期健康診断につきまして、学校保健安全法及び同法施行規則の規定により、年度当初6月30日までに実施しているところでございます。

定期健康診断のうち、尿検査につきましては平成29年度の事業実施に際し、業者選定にあたりまして、入札による業者の決定を行うとすることから、予算を確保しようとするもので、小学校費で392万円、中学校費で224万円の補正でございます。

こちらは事業実施が平成29年度になることから、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、よろしく御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願いたします。

【審議状況】

○委員 青色防犯パトロールの活動に係る経費と御説明していただきましたが、この17万4,000円という金額の根拠と内訳を教えてください。

○事務局 これまで青色防犯パトロールによる活動団体は、3団体が実施されておりました、この度、三郷小学校区を含む4団体となります。

当初、一団体につき上限20万円の予算としまして、平成28年度では60万円を計上させていただいておりました。その主な内訳といたしましては、車に係る経費として、ガソリン代、修理代、保険料、税金等を予算の根拠としておりました、今回三郷小学校区におきまして、保険料は新規で加入されたということで約16万1,000円、ガソリン代については、月額2,000円が10月から3月までの6ヶ月ということで約1万2,000円を計上して、計17万3,390円でございます。

○委員 項目2、教育研究事業につきましても200万円という数字が出ておりますが、こちらの根拠と内訳についても少し補促していただけますか。

○事務局 人材バンクは、守口市立学校園におきまして、人形劇、ボール運動、学習支援、文化芸術に関する指導、部活動の指導等に活用されておりますが、その中で幼稚園が40時間、小学校部分が560時間、中学校部分が1,400時間、計2,000時間分

の予算が不足しておりまして、1時間当たり1,000円の計算で計200万円の予算をあげさせていただいております。

○委員 今後も不足して、補正する必要が出てきたりはしませんか。

○事務局 今後は教育センターとして、各学校園に活用していただけるようにマネジメントしていきたいと考えております。

○委員 学校保健事業の件について、尿検査委託と限定された表現になっていますが、学校での健康診断には、その他様々な検査があると思いますが、何故尿検査だけなのでしょう。

○事務局 児童生徒の健康診断につきましては尿検査の他に、内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診、結核検診、心臓検診がございます。そのうち、尿検査につきましては随意契約ということで、現在見積もりでの入札を行っております。内科検診、眼科検診、耳鼻科検診及び歯科検診につきましては、学校医として委嘱している内科医、眼科医、耳鼻科医、歯科医に検診をしていただいております。

次に結核検診につきましては、各学校で児童生徒全員に問診表を書いていただきまして、結核対策委員会という組織を設けておりますので、そこでレントゲン撮影が必要な対象者を判断しております。

あと、心臓検診につきましても外部委託をしておりまして、各学校に訪問し、教室にベッドを用意して心電図をとるという形をとっておりますが、そちらをできる業者は限られており、今回入札をできる検査は尿検査のみということでございます。

○委員 平成28年度の尿検査は終了していますよね。ということは、こちらは来年度以降の入札ということで、債務負担行為設定となるわけですか。

○事務局 平成28年度の尿検査につきましては既に終了しており、次年度は4月から検診が開始されるということで、平成28年度中に業者選定を行い、複数年契約ということで、平成29年度からの債務負担行為設定として予算確保をお願いしたいと考えております。また、今回は初めての入札で補正予算という形ですけれども、今後につきましては、当初予算として毎年前年度には予算が確定するよう執行していきたいと考えています。

○委員 全児童生徒が対象の検査ということで理解しましたが、結核は日本では最近ほとんどなくなったけれども、実際にどれくらいの子ども達を対象に結核検査は行われているのでしょうか。

○事務局 平成28年度につきましては、小学校で15名、中学校で5名、計20名がレントゲン撮影での結核検査を行っております。こちらの20名につきましては、結核蔓延国とされている国に長期間の滞在歴があり、日本に帰国後も結核検査をされていないこ

とから感染の可能性があり、検査対象者として検査を行っております。なお、結果につきましては、全員感染していないとの結果が出ております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

議案第55号 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例案についての意見

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第55号「守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例案についての意見」につきまして御説明申し上げます。

本条例案は保護者等の経済基幹を緩和し、子育て世代の定住を促進することで、安心の子育て、活力と成長の守口を実現するため、0歳児から5歳児に係ります幼児教育費及び保育料を無償にしようとするものでございます。

今回の無償化につきましては、三つの基本的な考え方により実施するものでございます。一つ目は未来への投資としまして、子どもへの投資は将来の守口市そして日本を支える未来への投資と考え、子育てを全ての市民で支え合うまちを目指したいと考えております。次の二つ目は、女性の活躍支援としまして、安心して子どもを育て、また預けられるという条件を整えることで、男女が共にその力を精一杯発揮できる社会を目指したいと考えております。最後の三つ目でございますが、定住のまち守口の実現としまして、全国トップレベルの子育て世帯に優しい政策を実現し、市民の定住を促進することで、活力と希望のまちづくりにつなげていきたいと考えております。将来の守口市を見据え、活気やにぎわいがあり、希望の持てるまちを実現するため、無償化を実施したいと考えております。

それでは主な内容につきまして、御説明申し上げます。現行の条例では利用者負担額の特例を、附則第3号では第1号支給認定子どもについて、附則第4号では第2号認定子ども及び第3号認定子どもについて定めておりますが、この附則第3項を条例の規定に係らず、第2条の利用者負担額については無償とするに改め、附則中第4項を削り、第5項を第4項としようとするものでございます。また、規定整備のため、別表1及び別表2の備考を改めようとするものでございます。

最後に附則でございますが、施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

【審議状況】

○委員 守口市には公立及び民間の幼児教育、保育施設が様々ございますけれども、この条例の対象者は両方の利用者を対象にしているということですか。

○事務局 本条例の対象児童につきましては、守口市に居住地を持つ保護者の児童でございますので、公立及び民間施設共に対象となるものでございます。

○委員 それはどこかの条例にございますか。

○事務局 まず前提としまして、子ども・子育て支援法におきまして、市長が支給認定を行うこととなっております。その前提を基に、こちらの条例がございます。

条例につきましては、第1号支給認定子どもから第3号支給認定子どもまでの利用者負担を掲げておりますけれども、条例上は市長が支給認定を行う対象、即ち守口市に住所を有する保護者等が対象となるものでございます。また、幼稚園の中には守口市の利用者負担額を適用せず、独自に保育料を設定している幼稚園がございます。そちらにつきましては、新制度が始まったとしましても条例の対象外という扱いになります。

○委員 既に報道されている内容では、公立も民間であっても保育料が無償になるとされていきますよね。これについて保護者が誤解されませんか。

○事務局 まず、一昨年に新制度が始まり、守口市の幼児教育の保育料を平成31年度まで1万1,000円と通常の保育料よりも下げさせていただいた経緯がございます。その際に、別段の申し出をされた幼稚園につきましては、就園奨励費として補助金を出して、実質的に1万1,000円という形での扱いをさせていただきました。今回も、まだ決定はしておりませんが、そういった形で実質的な無償化に近づけるように考えております。

○委員 保護者の方が誤解されないように説明する必要がありますね。単純に無償化になりますと言いますと、一切お金がかからないと誤解される方もおられるかもしれませんので、給食費等は実費負担であると説明を徹底しておかないと、無用な御不満を生じる可能性がありますので、慎重に丁寧な説明をしていただくことが必要なのではないかと思います。

○事務局 民間園の園長、実際に民間園に通っておられる方、これから民間園に通おうかと検討しておられる方に対し、パンフレット等を作成して、明確にわかりやすいよう説明し

ていきたいと考えております。

○委員 無償の範囲を明確にして、利用者と経営者に理解しやすいように御説明していただきたいと思います。

○委員 今回の条例改正による無償化には所得制限がないわけですね。子どもがいる保護者からは期待感が大きいと伺っておりますが、そうでない市民の方の中には所得制限を設けないことに不満をもっていらっしゃる方もおられて、そういった方々が納得されるような説明をしていく必要があるのではないかと思います。

○事務局 所得制限を設けないことにつきましては、先ほど申し上げましたパンフレット等を通じて、市民の御理解が得られるように周知を諮ってまいりたいと考えております。

○委員 無償化をすることについて異論があるわけではなく、高齢者に対しては制度が色々とあって、既に市民のために実施されている事業がある一方で、将来を見据えて子ども達に対して守口市が今回やろうとされていることについては、我々としても歓迎するところではあります。

一方で、こちらに予算がかかりすぎるとなれば、他の事業にしわ寄せが来るかもしれないと懸念もしております。予算としての総額、将来の見通しも含めた本市の財政への影響、最終的にこれによって財政が苦しくなるのではないかということあたりについて、今の段階で結構ですでお話いただけませんか。

○事務局 今回の無償化に必要な予算につきましては、概算ではございますが、現時点で約6億5,000万円程度と見積もっております。

こちらは現在、支給認定の対象になっております児童を無償化したときの費用でございます。今後も増加するものであるとの予想をしております。財源に関しましては、公立保育所の民間移管をはじめ、徹底した行財政改革により捻出をしたいと考えておりますが、条例が可決されますとこちらは本市最大の事業となり、国や府からの補助がなく、市が純粋に6億5,000万円以上を負担するというところで、非常に予算額の大きい事業ではあります。中長期的な財政運営への影響でございますけれども、今後の景気動向あるいは国の税財政制度の改正などにもよりますが、現時点で財政課、企画課と連携をしながら収支を見ておりますと、決して早期健全化団体に移るような財政運営には至らないものであると考えております。

○委員 保育料無償化を守口市が先行してやっていくことになった場合、子育て世帯の

方々が守口市に移住されて数が増える予想をされているとおっしゃいましたが、結果的に守口市民が増加して、税収の増につながるということも見込んでおられるのだらうと思います。しかし、それに伴って、当然他のところにも影響があるでしょうし、この制度を享受した後、転出されることも考えなければならない。また、守口市では待機児童等の問題も抱えており、保育料が無償化された結果、守口市に多くの方が移住されて、税収面が改善されて滞りなく進めていくことができるようになったけれども、一方で待機児童問題が膨らんでしまうのではないかという懸念もしております、現段階でこのあたりについてどのように考えていらっしゃるのかお聞きしてもよろしいですか。

○事務局　まず、保育料と市民税の考え方でございますけれども、こちらは定住していただくことが非常に大きなポイントであると考えております。

守口市ではこれまで、教育、医療、保健、安全に関しまして、子育てに優しいまちづくりを目指して様々な政策を打ち出してきました。

今後はより一層、教育と保育の質を向上させ、守口市立学校の学力向上を目指し、小学校段階、中学校段階で他市へ移り住まないような取組みを強化することが非常に重要になってくるかと思っております。

次に待機児童につきましては、待機児童の推移を厚生労働省の定義で申し上げますと、平成24年4月1日現在で45人、平成25年4月1日現在で47名、平成26年4月1日現在で45名、平成27年4月1日現在で28名、平成28年4月1日現在で17名と減少傾向でございます。しかしながら、厚生労働省の定義では「入所要件に該当しているが、入所していない子ども」となっており、定義外の児童、申し込みをしたけれども入所できない児童を見ますと、平成27年4月1日時点では68名、平成28年4月1日時点では110名と決して無視できない数字となっております。

こども部といたしましては、厚労省定義外での待機児童人数が増えているものにつきましても、行政として取組まなければならない問題であると認識しております。

その前提で、保育料の無償化を進めますと待機児童がさらに増えるのではないかと危惧されるのは当然として、対策としまして民間既存園の定員拡充といたしまして、補助金を交付し、民間既存園に施設の新設等をやっていただき、定員数を拡充していく取組みを行っております。また弾力的運用ではありますが、民間園では既に認可定員より多い人数を受け入れていただいております。

加えて、公立保育所におきましても職員の配置等を見直すことによりまして、若干ではありますが、0歳から2歳児の収容増を目指したいと考えております。

もう1点、守口市の待機児童の内訳では、0歳から2歳児までが非常に多く、対策として小規模保育事業所の新設を考えております。こちらに関しましては、0歳から2歳児までを対象に、定員が19名以下の小規模保育事業所を民間園等に協力のお願いをすることにより、待機児童解消に向けた取組みを進めていきたいと考えております。

○委員 待機児童解消のためには保育士を確保することも重要で、施設を増やせば、それに伴って保育士の数も必要となってきます。保育士がなかなか集まらない状況の中で、潜在的保育士という元々保育士をされていた方が家庭に入られて、育児があるので働けない方がいらっしゃる。でも子どもを保育園に預けることができるのであれば、また保育士として働くことができる。そういう方に守口市で保育士として働いていただければ、優先して保育施設に入れることが出来るようにして保育士を確保する等の施策も考えていく必要があるのではないのでしょうか。待機児童の解消に向けて、色々と努力されているとは思いますが、並行した施策というものを展開していただきたいと思っております。

いずれにせよ、ただ単に無償にするだけではなく、それに伴う部分について条件整備をしっかりとさせていただいて、教育委員会としてもこういう制度をつくっていただけることについて異論はございませんが、学校教育の部分が保育料の無償化に伴って、手薄になるのでは困るわけですし、並行して検討していただきたいと思っておりますので、そのバランスも十分考えながら、効率よく配慮しながらやっていただければと思います。

○委員 待機児童を減らすのはもちろん大切なことではありますが、そのために幼い子どもを持つ家庭、子育て世帯の流入を妨げるようなことがあっては本末転倒ですし、今後は0歳から2歳児が増えていこう、けれども待機児童は減らすということで諸課題をクリアしながら取組んでいかねばならないと思うところがございます。無償化については賛成でございますし、ありがたいことではあると思うのですが、実際には莫大な経費がかかりますので、継続性、安定性のお願いをしたいと思います。だんだんと先細りをするような制度では、落胆や混乱を招きますので、現実的で継続可能なプランを練っていただきたいと思っております。

○事務局 今回の無償化の案件につきましては、こども部だけでなく全庁的な体制で動いておりまして、市長の思い等も含めた大きな目標として打ち出させていただいたところでご

ございます。無償化を進めていくにあたり、所得制限を設けるか否かの議論がありましたが、過去、こども医療費につきましても同様の議論を重ねたところ、議会からの後押しもあったことから、所得制限を設けず、中学生までを対象とさせていただいた経緯がございます。福祉施策というよりも、子育て施策の着眼点から、子育てに優しいまち守口を実現したいという思いを持って、所得制限を設けないとさせていただきました。

そのような経緯から、市民の方々の御理解をいただける制度となるように、現在進行中の公立保育所の再編整備、民間移管等による効率的な運用を諮った上で、出てくる財源を有効に活用し、進めてまいりたいと考えてございます。

また、在宅で子育てをされている方々につきましても、以前、公立保育所の民間移管をさせていただいた際に、子育て支援センターというものを保健センターの中に設置させていただき、子育ての不安等に対応するため、相談事業を充実させていただきました。今後は在宅保育をされている保護者に対しましても、あらゆる角度から施策を考えてまいりたいと考えています。

ただ、今回は入所保育の方々を対象にすることで、守口市に実際に住んでいただき、守口市の良さを知ってもらって、将来にわたり守口市で子育てと就労をしていただくために、今回の議案を挙げさせていただきました。また、あわせて保育士の確保も重要であると認識しておりまして、守口市におきましても、平成28年度から保育士の処遇改善を図り、守口市の独自施策として8,000円を保育士の給与へ反映させていただいております。また、平成29年度から国の施策として2%の処遇改善を図り、保育士が将来の展望を持って働けるよう、保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

○委員 守口市民が対象とおっしゃいましたが、在日の外国人、外国籍の方はどのような扱いになりますか。

○事務局 外国の方であっても、守口市に在住であれば同様の扱いとなります。

○委員 要望として申し上げますが、無償化をするにあたって、保育の質も重要になってくる、守口市は保育料が無償の上に保育の質も良いとなるようにしていただきたい。それと同時に、最低限保育士を確保すればいいというだけでなく、研修等も活用して、保育士の質を高めるようにしていただきたいとお願いしてきます。

○上記質疑の後、原案通り承認。

○ 審議内容

議案第56号 平成29年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第56号「平成29年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について」を御説明させていただきます。

平成29年度守口市立公立学校教職員人事基本方針（案）をご覧ください。この人事基本方針案は本市の教育理念を踏まえるとともに、学校教育の健全な発展を期するため、任命権者である大阪府教育委員会の同方針を基に、本市教育委員会の適正な人事を行うための方針として示したものでございます。参考資料としまして、大阪府公立学校教職員人事基本方針を添付しております。

それでは、平成29年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）につきまして、御説明させていただきます。本市の公立学校教職員人事基本方針（案）につきましては、平成26年度より本市の教育理念である「郷土を誇りに思い、夢と志をもって国際化社会で主体的に行動できる人の育成」を人事方針の中に示すこととしております。

よって、平成29年度（案）につきましては、年度のみを修正し、内容の修正はしておりません。それでは、基本方針を説明させていただきます。

1、各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
2、児童生徒数の増減及び各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。3、教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換及び校種間、広域異動等の交流人事を積極的に進める。4、教職員の新規採用者については、豊かな人間性と教育に対するすぐれた専門性を有する人材となるよう、その育成に努める。5、校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材を育成し、登用する。以上5点について留意し、人事を行うことを述べております。

次に平成29年度守口市立公立学校教職員人事取扱要領（案）をご覧ください。

人事取扱要領は、本市の人事を行うにあたって、大阪府教育委員会と密接な連携を図り、計画的な人事を行うための共通認識であり、先の基本方針を受けまして具体的な項目に分け、人事上の取扱事項を記述したものでございます。

この取扱要領につきましては、全市的視野に立ち、適材を適所に配置し、学校の活性化を図る人事の推進をすることを目的として異動年限の上限を明確にしております。また、

大阪府の平成29年度市町村公立小学校、中学校教職員人事取扱要領を添付しております、そちらを参考に年度修正及び義務教育学校の設置に伴う規定整備をさせていただきます。変更箇所につきましては、新旧対照表に示しております。

それでは、取扱要領（案）を説明させていただきます。1、教職員の人事については、

（1）過欠員の調整としまして、児童・生徒の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換及び広域異動を行い、効率的な過欠員調整を図る。（2）教職員構成の適正化としまして、①各学校における教職員の構成については、年齢別・性別・担当教科別等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するよう留意する。②本市の「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材を学校の実情に応じて配置するよう考慮する。なお、在外教育施設等への派遣経験者等、様々な人事交流経験者の配置については、それぞれの経験した教育活動が活かされるよう配慮する。③各学校において、個性に応じた多様な教育の展開並びに小中一貫教育の推進ができるよう、教員配置に考慮する。④夜間学級の充実を期するため、学校間の交流により教育経験豊かな教員を配置するよう考慮する。こちらは従前の「小・中学校」を「各学校」に、「中学校夜間学級」を「夜間学級」へと変更しております。（3）学校の活性化を図る人事の推進としまして、校長の魅力ある学校づくりの推進と、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。（4）同一校に長年勤務している者の異動の推進としまして、①新規採用者（他市転入者を含む）は、現任校に4年以上勤務する者については、6年以内に異動を行う。②①以外の者については、現任校において7年以上勤務するものについては、10年以内に異動等を行う。③配置換に当たっては、教職員の経験を豊かにし、資質を高め、学校に清新の気風を醸成するため、原則として、同一校長年勤務者から優先して行うものとする。こちらは異動年限の上限を明確にするため、従前の「何年を目途として計画的に」から「何年以内に」へと変更いたしました。このことから、教職員の異動を積極的に促進しようとするものです。（5）市町村間等における人事交流の推進としまして、異動を行うに当たっては、学校の活性化を推進するために、市町村間、政令指定都市、豊能地区3市2町、他府県及び異なる校種等、多様な人事交流を積極的に推進する。（6）新規採用教員の人事としまして、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。また、新規採用教員の異動にあたっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進す

る。

2、校長、副校長及び教頭の人事については、（1）校長、副校長及び教頭の異動等についてとしまして、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情を勘案の上、子ども達に「生きる力」を育み、保護者、地域住民から「信頼される学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。（2）校長、副校長及び教頭の任用としましては、①優れた人材を幅広く任用するため、各選考要領に基づき適正に選考を行い、大阪府教育委員会に内申する。②校長、副校長及び教頭の任用については、年齢、経歴にとらわれることなく、若手の登用を心がけ、学校の実情、本人の特性等を十分考慮して行う。こちらも本市に義務教育学校が設置されたことに伴い、「副校長」の文言を追加しております。③女性教職員の管理職任用を、積極的に推進する。

3、女性教職員の人事については、（1）各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。（2）女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

4、教職員の退職については、（1）年度末に退職する教職員の退職手当に関する優遇措置の適用については、適切に配慮する。（2）再任用制度等の大阪府教育委員会が実施する退職後の諸制度については、趣旨の周知徹底を図るとともに、その有効活用に努める。

以上が平成29年度守口市公立学校教職員人事取扱要領（案）についてでございます。誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【審議状況】

○原案通り可決。